

学校感染症による出席停止の手続きについて

感染症の予防の原則は、感染源をなくす、感染経路を断つ、感受性をなくす（免疫をつける）といわれています。学校では集団生活を送るなかで、一人の生徒が感染性の細菌やウイルス等を持っていると他の生徒に感染させる可能性が高くなります。集団発生を予防することはもちろんのこと、罹患者の健康状態を悪化させないためにも早期受診・早期治療が大切です。

そこで、感染症に罹患した場合、学校では学校保健安全法に基づき「出席停止」を命ずることになっています。下記の出席停止の期間の基準に基づいて学校を休むこととなりますが、欠席扱いにはなりません。治療を受けている医師から感染の恐れがないと診断され、登校許可の付いた時点で登校が可能になります。学校感染症と診断された場合は、直ちに担任に連絡してください。そして、あせらずに治療に専念ししっかり治してください。医師による登校許可がでましたら、次のようにしてください。

- ①インフルエンザについては、＜様式1＞「インフルエンザ治癒報告書」 保護者記入し学校に提出。
- ②インフルエンザ以外の学校感染症については、＜様式2＞「学校感染症受診報告書」に医療機関（もしくは保護者）から記入していただき、保護者捺印のうえ学校に提出。

※証明する書類として、薬の説明書かお薬手帳のコピーなどを添付してください。

＜学校で予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準＞

	対 象 疾 病	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ ②百日咳 ③麻しん（はしか） ④風しん（3日はしか） ⑤流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ⑥水痘（水ぼうそう） ⑦咽頭結膜熱（プール熱） ⑧結核、髄膜炎菌性髄膜炎	①発症したのち5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで ②特有の咳が消失するまでまたは5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで ③解熱後3日を経過するまで ④発疹が消失するまで ⑤耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで ⑥すべての発疹がかさぶたになり乾燥するまで ⑦主要症状が消失した後2日を経過するまで ⑧病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 * その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで * その他の感染症は、必要があれば学校医の意見を聞き、第三種の感染症として措置をとることができる疾患です。 * 本校では『感染性胃腸炎』もその他の感染症に含まれます。